

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 寄居町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	10	7,500	14	7,500	0	0
1	2	アクリルアミド	1	10	10,000	13	10,000	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	10	6,000	16	6,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	3	12,900	11	11,000	0	1,900
1	80	キシレン	4	1	159,400	3	47,400	0	112,000
1	83	クメン	1	10	930	26	930	0	0
1	207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1	10	540	29	540	0	0
1	239	有機スズ化合物	1	10	1,600	22	1,600	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリンクロ[3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメチレンテトラミン)	1	10	4,700	17	4,700	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	1	128,000	4	46,600	0	81,400
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	3	10,800	12	8,500	0	2,300
1	300	トルエン	2	3	390,000	2	120,000	0	270,000
1	302	ナフタレン	1	10	520	30	520	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	10	1,000	24	1,000	0	0
1	349	フェノール	1	10	1,300	23	1,300	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	10	2,000	21	2,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	3	116,000	6	17,000	0	99,000
1	400	ベンゼン	2	3	21,400	9	4,400	0	17,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	10	940	25	940	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	10	2,100	20	2,100	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	10	2,500	19	2,500	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	10	640	27	640	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	2	3	127,000	5	7,000	120,000	0
3	3	イソオクタン	1	10	21,000	10	21,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	10	620,000	1	620,000	0	0
3	17	ジメチルアミノエタノール	1	10	570	28	570	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	10	29,000	8	29,000	0	0
3	35	メタノール	1	10	3,100	18	3,100	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	6,400	15	6,400	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	3	43,540	7	43,540	0	0
		合計	—	—	1,731,380	—	1,027,780	120,000	583,600

---

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。  
報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。